



『ひとり親世帯入居サポート制度』 制度概要

【対象】 ひとり親世帯

申込者本人が戸籍上の配偶者(内縁の夫・妻または婚約者を含む)がいない方であり、同居親族が「18歳未満(申込日現在)の子だけ」の世帯です。

ただし、同居親族が高等学校在学中の場合は対象となります。



【制度内容】

会社の最低収入基準月額※を満たさなかった場合に、収入基準の緩和を実施します。

※家賃 80,000 円以下の場合、家賃の 4 倍以上が必要です。

また、家賃 80,000 円を超える場合は 320,000 円以上となります。

例) 家賃が 50,000 円の場合、月額 200,000 円以上の収入が必要となります。

(1) 最低収入基準月額の緩和

給与等の収入に加えて、各自治体から交付される「児童扶養手当」「児童手当」「特別児童手当」「障害児福祉手当」「ひとり親世帯家賃補助」と「遺族年金・遺族厚生年金」を対象所得とします。

※自治体により名称が異なる場合があります。

(2) 上記の手当てを合算しても最低収入基準月額に満たない場合の特例

① 収入の合算

・申込者本人の月収(手当を含む。)が最低収入基準月額の2分の1以上ある場合は、同居親族の収入を合算できます

・連帯保証人からの仕送りを合算できます

※連帯保証人は原則、入居者の3親等以内の親族の方で、収入等が会社の指定している要件を満たした方となります

(3) 家賃助成制度

ひとり親世帯の場合は、機関保証会社の保証制度が使えない場合であっても、子育て世帯に対する家賃助成制度の適用対象となります。

(4) 必要な書類

① ひとり親であることが証明できる戸籍謄本等

② 自治体から支給される手当額が記載された書類

③ 仕送り額が分かる書類、親族関係が証明できる書類及び仕送り者の収入を証明する書類



【問合せ先】

兵庫県住宅供給公社

営業推進室営業企画課 078-232-9578



『ルームシェア制度』 制度概要

【1. 対象】 単身の成人2名

契約名義人の子(未成年に限り)と同居する場合は3名以上も可。

※原則、居室数内の人数とする



【2. 契約について】

- ① 2名とも共同賃借人として契約し、契約後は契約人の追加・変更はできません。
- ② 契約名義人の中から代表者1名を選定していただきます。
- ③ 代表者は公社の定める機関保証会社と契約していただきます。
※代表者が退去となり、もう一方の契約者が継続居住する際は、新たに機関保証会社と契約していただきます。
- ④ 契約名義人の1名が退去した場合、もう一方の契約名義人の継続居住は可能です。

【3. 収入基準について】

機関保証会社の保証制度審査の承認が受けられなかった場合のみ、最低収入基準月額を満たす必要があります。

※契約名義人2名のそれぞれが規定の最低収入基準月額を満たす必要があります。

【4. 収入基準の緩和について】

契約名義人が最低収入基準月額に満たない場合、次のいずれかの条件にあてはまれば契約可能です。

- ① 契約名義人2名の月収が合計で最低収入基準月額以上かつそれぞれの月収が基準の1/2以上あり、それぞれが連帯保証人を1名ずつ立てる場合。
- ② 契約名義人2名が学生※の場合、それぞれ3親等以内の親族が連帯保証人となり、その連帯保証人が月収基準を満たしている場合
※学生…大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍
- ③ 60歳以上同士のルームシェアの場合は、最低収入基準月額は適応しません。
- ④ 片方の名義人が退去し、もう片方の名義人が継続居住する場合は、通常の入居者の収入基準の規定の通りとなります。



【5. 入居者の変更・退去について】

- ① 契約名義人の追加、変更はできません。
- ② 契約名義人の内1名が退去した場合、もう一方の契約名義人の継続居住は可能です。
- ③ 敷金については、一方の入居者が退去となった場合でも、返還はございません。

【6. その他】

家賃助成制度は適用外となります。

【問合せ先】
兵庫県住宅供給公社
営業推進室営業企画課 078-232-9578